

「令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務」
提案審査型随意契約(プロポーザル)方式による事業者募集要領

1. 適用

本要領は、令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務(以下「本業務」という。)を委託する事業者を、公募型の提案審査随意契約方式により選出するにあたり、その募集手続き等に必要事項を定めるものとする。

2. 委託業務名

令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務

3. 業務内容

別紙「令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

4. 提案上限額

5,860,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)を提案上限額とする。

5. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(水)まで

6. プロポーザルへの参加資格

本業務委託に係るプロポーザル(以下「本手続」という。)に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 委託業務の内容を的確に遂行するに足る能力を有する者であること
- (2) 仙台市と密接な連携がとれる体制を確保できること
- (3) 本業務に関する委託契約を仙台市との間で直接締結できる者であること
- (4) 仙台市の指示に速やかに従うことができること
- (5) 本業務に関連する業務について実績を有すること
- (6) 仙台市に設置される審査委員会でのプレゼンテーション審査に参加することが可能であること
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
- (9) 仙台市税(または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (10) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと
- (11) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと

- (12) 現金出納簿等の会計関係書類及び賃金台帳等の労働関係書類を整備していること
- (13) 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと
- (14) 提出された書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となることに同意すること仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

7. 参加資格の喪失

本手続に参加表明した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続の期間中に、前記6に掲げる要件に該当しなくなったとき。

8. スケジュール

契約締結までのスケジュールは以下のとおり。

No.	内容	日程・期限等
1	公募開始日	令和 8 年 9 月 17 日(木)
2	質問票の受付期限	令和 8 年 9 月 24 日(木)
3	質問回答日	令和 8 年 9 月 25 日(金)
4	参加表明書兼誓約書の受付期限	令和 8 年 10 月 1 日(木)
5	企画提案書等の受付期限	令和 8 年 10 月 5 日(月)
6	プレゼンテーション実施通知	令和 8 年 10 月 6 日(火)
7	プレゼンテーション及び審査会	令和 8 年 10 月 13 日(火)
8	審査結果通知	令和 8 年 10 月 13 日(火)
9	契約締結・業務開始日	令和 8 年 10 月下旬予定

9. 質問の受付及び回答

本事業等について質問がある場合は、下記により質問票を提出すること。

(1) 受付期限

上記 8 No.2 のとおり

(2) 質問方法

「(様式第 1 号)質問票」に質問事項を記入の上、本要領 15 に記載の事務局あてに電子メールで提出すること。なお、電子メールのタイトルは「令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務に関する質問(事業者名)」とすること。

(3) 回答方法

上記 8 No.3 に記載の日までに本市ホームページ上(本書を公開しているページ)にて公開する。

10. 参加表明書兼誓約書の提出

本手続きへの参加を希望する場合は、下記により参加表明書兼誓約書を提出すること。

(1) 提出期限

上記 8 No.4 のとおり

(2) 提出方法

「(様式第 2 号)参加表明書兼誓約書」に必要事項を記入の上、本要領 15 に記載の事務局あてに電子メールで提出すること。なお、電子メールのタイトルは「令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務に関する参加表明書兼誓約書の提出(事業者名)」とすること。

11. 企画提案書等の提出

本事業の受託を希望する者は、下記により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

上記 8 No.5 のとおり

(2) 提出方法

本要領 15 に記載の事務局あてに電子メールで提出すること。なお、電子メールのタイトルは「令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務に関する企画提案書の提出(事業者名)」とすること。

(3) 提出書類

- ① (様式第 3 号)応募申込書……………1 部
- ② 企画提案書(任意様式)……………1 部
- ③ 経費見積書(任意様式、積算内訳を添付)……………1 部
- ④ 企画提案者の概要が分かる資料(会社案内等)……………1 部
- ⑤ 定款または寄付行為(法人格を有しない場合は運営規約等)の写し……………1 部
- ⑥ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し等……………1 部
- ⑦ 直近の決算書またはこれに類する書類……………1 部
- ⑧ 仙台市税の滞納がないことの証明書
(または、現在の主たる事業所、所在市町村の市町村税の納税証明書)……………1 部
- ⑨ 納税証明書(法人税及び消費税・地方消費税について
未納税額のないことの証明書)……………1 部

(4) 企画提案書の作成要領

- ① 様式は任意とするが、「表紙」「目次」「本編」で構成のうえ1冊にまとめること。
- ② 表紙には、題名として『令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務企画提案書』と記載すること。
- ③ 目次には、参照先のページ番号を記載すること。
- ④ 本編は 20 ページ以内で作成すること。なお、(別紙1)仕様書を熟読し、(別紙2)評価基準表の各項目を確認のうえ、具体的な提案内容等を記載すること。
- ⑤ 規格はA4判(縦向き・横向きは不問)、両面印刷長辺綴じとする。
- ⑥ 文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。但し、図表等に対応が困難な場合は除く。

(5) その他

- ① 経費見積書の様式は任意とするが、経費の総額(消費税及び地方消費税を含む)を示すとともに、業務の要素ごとに費用内訳を示すこと。
- ② 提出期限後の提案書等の提出、期限後の提案書等の差し替え・再提出は認めない。

12. 受託候補者の選定等

(1) 審査及び評価方法

提出された企画提案書等は、本市審査委員会が評価基準に基づき評価し、各項目の合計点が高い提案者を受託候補者とする。ただし、合計点の最も高い者が2人以上あるときは、見積金額の妥当性や経済性を考慮して審査委員会の合議により、受託候補者を決定する。また、各審査委員の合計得点が満点の6割(最低水準得点)に満たない場合は、受託候補者の特定は行わない。なお、応募者多数の場合は、企画提案書等による書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う提案者を決定する場合がある。

(2) 評価基準及び評価点

評価項目		評価の視点	配点
1 趣旨	実施方針	業務の目的及び課題を理解し、効果的な実施方針が示されているか。	10点
		本市に期待される効果が具体的かつ妥当に示されているか。	10点
2 実現性	実施要件	類似業務の実績及び経験が本業務に活かせる内容であるか。	10点
		業務を遂行するための体制及び専門性が十分に確保されているか。	10点
		経費の積算内容が妥当かつ合理的であるか。	5点
		地域経済への配慮がなされているか。	5点
3 妥当性	普及啓発コンテンツの企画・作成	事業者の理解促進及び行動喚起につながる効果的な内容となっているか。	25点
	BCP SENDAIへの誘導及び接触機会の創出	BCP SENDAIへの誘導とBCPの実践促進が期待できる提案となっているか。	25点

(3) プレゼンテーション実施要領

以下の要領でプレゼンテーションを実施すること。なお、プレゼンテーションは、(別紙 2)評価基準表に記載する各評価項目の評価の確認等のために実施するものとし、プレゼンテーションそのものは企画提案評価の対象としない。

- ① 実施日・場所
 - ・ 実施日は、上記8 No.7 のとおり行う予定とするが、各提案者の開始時間については、上記8 No.6 の日までにメール等で連絡する。
 - ・ 場所は、下記 15 事務局の住所にて開催する。
- ② タイムスケジュール
 - ・ 提案者による説明(10 分)、質疑応答(15 分程度)
- ③ プレゼンテーション内容
 - ・ 企画提案書及び(別紙 2)評価票の項番1～3 の観点に則したプレゼンテーションを実施すること。
- ④ 留意事項
 - ・ プレゼンテーション実施について、参加人数は 3 名以内とする。

- ・ プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めないものとする。
- ・ プレゼンテーションに必要なパソコン等は提案者が準備することとし、その他投影に必要なモニター等は本市で準備する。

(4) 特定及び非特定結果について

- ① 特定及び非特定結果は、郵送で提案者全員に通知する。
- ② 特定されなかった者は、特定されなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して、7 日以内(土日祝日を除く。)に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ③ 非特定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して 10 日以内(土日祝日を除く。)に、書面により回答する。

13. 業務委託契約

受託候補者と協議を行い、仙台市契約規則に基づいて契約する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次順位の者と協議を行うものとする。

業務委託契約の締結にあたっては、特定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託内容及び契約金額について、本市の求めに応じ協議のうえ、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。

14. 添付資料

- (1) (別紙)令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務委託仕様書
- (2) (様式第 1 号)質問票
- (3) (様式第 2 号)参加表明書兼誓約書
- (4) (様式第 3 号)応募申込書
- (5) (様式第 4 号)企業連合協定書
- (6) 個人情報等の取扱いに関する特記仕様書
- (7) 行政情報の取扱いに関する特記仕様書

15. 事務局

仙台市経済局産業政策部中小企業支援課経営支援係

住所:〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 9 階

電子メール:kei008040@city.sendai.jp

電話:022-214-8772 FAX:022-214-8321